

# 定例委員会の開催状況

第1 日時 平成13年3月1日(木)  
午前10時00分～午前11時55分

## 第2 出席者

### 1 国家公安委員会側

伊吹委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

### 2 警察庁側

長官、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、警備局長、  
情報通信局長

## 第3 議事の概要

冒頭、委員長から、「国会が予算成立に向けて最終段階を迎えている。各種委員会への出席のため出入りが多くなるがよろしくお願ひしたい。」との挨拶があった。

### 1 議題事項

#### (1) 人事案件について

叙位・叙勲の進達について

警察庁から、「2月2日から9日までの8日間に死亡した現職警察職員5人及び元警察職員52人の計57人の叙位・叙勲について進達することとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

#### (2) 警察法第12条の2による監察の指示等の運用に関する申合せにつ

いて（国家公安委員会の申合せ）

警察庁から、「前回の国家公安委員会において、御審議いただいた際の御意見を踏まえ、その内容を一部修正して再度お示しするものである。改正警察法により新設された警察法第12条の2の規定は、3月1日から施行されることとなるが、同条による国家公安委員会の具体的・個別的な監察の指示等の運用について、手続面等の明確化を図る観点から、国家公安委員会の申合せを行おうとするものである。」旨の説明がなされた。

委員長から、「国家公安委員会会務官室の職員は、この申合せにより対応することとなる仕事もあるだろうし、その他諸々の苦情処理といったような事務的な仕事もあるだろうが、これらの職員は警察庁の執行部門の中から配置され、いずれその職場に戻ることに become と思う。公安委員会の補佐的な仕事をする職員は、立場上、警察庁の利害とあい反することをやらなければならないことが起こってくる。当該職員には大変難しい役割を担っていただくことから、その処遇についても配慮する必要があると思う。」旨の発言があり、警察庁から、「国会における警察法改正案の議論の際にも、『公安委員会とか監察官など通常の警察業務とは独立したようなところで仕事をしている者には、組織全体の意向と対立する場面もあり、その者の評価や人事上の処置については組織としてしっかりやっていただきたい。』というお話があった。委員長の御発言を受け止めて適正に対応したい。」旨の説明があった。

委員から、「都道府県警察で不祥事が発生したときに、国家公安委員会として具体的・個別的な監察の指示が可能かどうか。それぞれの所掌を明確にしておく必要がある。当然、第一義的には都道府県警察、都道府県公安委員会、その次に警察庁、国家公安委員会が出てくるものと思う。新しい制度だから、そういうことだということを了解し、詰めておくことが大事である。」との発言があり、警察庁から、「具体的・個別的な監察の指示についての発動の仕方に関し、具体的な要領を当該申合せを受けて考えることとしたい。」旨の説明があった。

質疑が行われた後、その内容について合意した。

(3) 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律案について

警察庁から、「政府再保険制度を廃止するとともに、同制度に係る運用益を自動車事故の発生の防止等の事業等に充てることとし、あわせて、国土交通大臣がその事業に関する計画を作成・変更する際に国家公安委員会等に協議することとする等の法律案を共同請議することとしたものである。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

(4) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

## 2 報告事項

(1) 国会の状況について

警察庁から、「2月22日から28日までの間に行なわれた衆議院の予算委員会の状況等」について報告がなされた。

委員長から、「外務省の機密費問題に関し、『なぜ逮捕しないのか。』、『証拠隠滅の余裕を与えているじゃないか。』といった発言があるが、原則論として、『政治情勢にとらわれることなく粛々と進める。』ということを示しているという答弁を行っている。一般国民の感覚からすると、我慢が臨界点に達しているなという感じもするが、各委員はどのように感じられているか。」との発言があった。

委員から、「警視庁が捜査を開始したにもかかわらず、情報が一般国民に聞こえてこない。ある程度、捜査の状況を流さないと、国民もどのようになっているのか分からず、そこに不信感を持つこととな

る。」との発言があり、警察庁から、「国民の皆様が知りたいということについては、十分理解しているつもりである。ただ、警察とすれば、情報を提供することによる弊害が余りにも大きく、結果として全容解明ができなければ国民の期待に背いてしまうこととなる。警察として、全容解明を最優先に、支障のない限りにおいてしか情報提供することができない。本件について、捜査の途中経過の情報を提供することは、結果にたどり着かない危険性が高いという判断をしている。具体的な事件について、国民が関心を持って見ているから、この事件はこのように進めようということがあってはならない。どのような事件であっても、適正な手続で進めないといけない。事件捜査の状況について、国民の皆様にも説明できる段階になれば、きっちりと説明することになると思う。逮捕行為については、見せしめ的なものとして行ってはならず、あくまでも、捜査手続の中で必要性があると判断したときに、行うものであり、捜査機関である警察としての立場をわきまえて対応しなければならないものと考えている。」旨の説明をし、委員長が、「捜査の途中経過を公式、非公式にかかわらず広報することはすべきではないと考える。特に、横領、経済事犯については、捜査が難しく、詰めることも多いと思う。基本的には、警察庁の説明した姿勢で良いと思う。迅速かつ適正な捜査をお願いしたい。」との発言があった。

委員から、「本件事件の個別内容については、捜査に支障があるので公表すべきではないが、なぜこの種事件の捜査が困難なのかという一般論について説明した方が国民の納得を得ることができるのではないか。」、他の委員から、「困難だという一般論を説明すれば大半の方は納得するのではないか。」との発言があった。

委員から、「被疑者が外国に行くことや、自殺するおそれとかは考えているのか。」との質問があり、警察庁から、「そういうことも考えながら、慎重に、気を配りながら警視庁では捜査を進めているものと承知している。」旨の説明があった。

委員から、「警察の信頼回復のためにということ言えば、世田谷

区内における一家4人強盗殺人事件を解決することが、国民の警察に対する信頼の回復に大きな意味があるので、頑張っていたきたい。」との発言があった。

(2) 暴力団周辺者からのけん銃等の大量押収について

警察庁から、「兵庫県警察は、2月21日までに、加古川市内の民家を搜索し、けん銃20丁、実包307個を押収し、これらけん銃等を保管していた男を現行犯逮捕、保管を依頼していた元暴力団員を通常逮捕した。」旨の報告がなされた。

(3) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の施行について

警察庁から、「昨年(平成)25年第150回臨時国会において可決、成立した『公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律』が本日より施行された。」旨の報告がなされた。

(4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用状況について

警察庁から、「いわゆる組織的犯罪処罰法は、昨年2月の施行以来1年が経過したが、これまでに組織的な賭博場開帳等図利、威力業務妨害など8事件で加重処罰規定を適用しているほか、犯罪収益を架空名義等の口座に隠匿したマネー・ローンダリング事件3件を検挙している。」旨の報告がなされた。

委員から、「マネー・ローンダリング行為の検挙事例の中で、架空名義で貯金口座を開設したというのがあるが、現実に架空名義で口座が開設できるのか。また、架空名義による口座開設を受付けた金融機関に対する処罰はないのか。また、疑わしい取引の届出制度をどのくらい活用しているのか。」との質問があり、警察庁から、「届出の件数については、金の動きが不自然なもの等について、かなり積極的に届けていただいている。架空名義の口座開設について銀行側に確認義

務違反の罰則はないと思うが、詳細は後日説明させていただく。」旨の説明があった。

(5) 平成12年中の6歳未満の幼児の自動車同乗中の交通事故発生状況について

警察庁から、「平成12年中の6歳未満の幼児の自動車同乗中の交通事故は、前年と比べて、軽傷者は増加し、死者数、重傷者数は減少した。チャイルドシート着用者率は、大幅に増加した。」旨の報告がなされた。

(6) 韓 徳銖朝鮮総聯議長の死去及び告別式をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「朝鮮総聯では、2月21日に死去した韓 徳銖朝鮮総聯議長の告別式を在日本朝鮮人総聯合会葬として3月3日、東京都北区において執り行う予定である。警視庁では、警備本部を設置して指揮体制を確立し、所要の体制で警戒警備に当たることとしている。」旨の報告がなされた。

(7) 合同庁舎5号館に対する車両突入事件について

警察庁から、「男1人が2月28日、合同庁舎5号館の西玄関に自動車で突入し、ガラス張りの自動ドア2枚を突き破った上、庁舎内のエレベーターホールの壁に衝突した。警視庁は、同人を建造物侵入、器物損壊で現行犯逮捕した。」旨の報告がなされた。

(8) 警察におけるIT等技術革新への対応について

警察庁から、「技術革新へ対応するため、警察活動に即した技術活用、警察情報通信システムのセキュリティ対策、IT等の最新技術を駆使した犯罪への対応、の3つの事項を施策の柱として取り組んでいる。」旨の報告がなされた。

委員から、「人、金、物の対策を専門家(公務員)に任せてうまく

いくかといえは必ずしもそうではない。役所の弱点は人に高給を払えないということだと思う。情報に価値を求めている者にとって、警察との関連は非常に狙う価値のあるターゲットである。公務員の世界だと長官よりも給与の高い人をこういう分野に持ってくるのは難しいと思うが、研究開発費で少し考えると、高度な技術を持った人が高給を得ているという世界であることを、人の対策を考える上で念頭に置いていただきたい。」との発言があった。

### 3 その他

- (1) 委員から、「苦情処理に関して、これは一義的には都道府県警察の問題と認識しているが、間違っただけか意図的かは分からないが、国家公安委員のところへ、都道府県レベルの苦情が寄せられた場合、事実関係を知りたいと思えば、まず警察庁に調査を依頼すると思う。このことは法律に反しないと思うが、直接に、都道府県警察に調べていただくことは、法律のどの条文に添ってやることとなるのか。」との質問があり、警察庁から、「現行では、基本的には、警察庁長官をしてやらせるという仕組みになっている。どのような整理をするのか、後日御説明させていただく。」旨の説明があった。